



お客様各位

## セイノーロジックス株式会社

(横浜)045-682-5315 (大阪)06-6260-1031 (名古屋)052-221-7221

## ベトナム向け BL 記載必須事項について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ベトナム税関からの通達により、輸入貨物のマニフェスト送信時に輸入者様の詳細、納税者 登録番号(TAX CODE)および貨物の統計品目番号(HS CODE)の記載が義務化されましたのでご案内申し 上げます。

尚、記載がない場合には、現地通関および貨物引き渡しの遅れ、またそれに伴う追加費用が発生する 可能性もございますので、十分ご留意いただけますようお願い申し上げます。 敬具

記

対象仕向け地 : ベトナム向け貨物

適用開始日 : 2018 年 11 月 23 日 現地到着分より

記載項目 : 1. CONSIGNEE の会社名 / 所在地 / TEL & FAX 番号 /

納税者登録番号(TAX CODE)

※CONSIGNEE が TO ORDER の場合は NOTIFY PARTY 欄へ詳細をご記入

ください。

2. 貨物の統計品目番号(HS CODE)

4 桁以上

3. 貨物の正確な品名

総称ではなく、正確な品名を具体的にご記載ください。